

企画総務委員会発言通告一覧表

発言者順序	発言の要旨
塩見 牧子	1 住居表示実施までの手続きについて 2 ハラスメント認定・対策委員会の委員選任について 3 勤務延長について 4 公益通報者保護について 5 センター等において職員が欠けた場合のフォローについて 6 記者会見における市長の発言誤りについて

令和 7年 6月 11日

企画総務委員会委員長

恵比須 幹夫 様

企画総務委員会委員

塩見 牧子

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 7年 6月 11日
午後 4時 33分 受領

番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	住居表示実施までの手続きについて
2	ハラスメント認定・対策委員会の委員選任について
3	勤務延長について
4	公益通報者保護について
5	センター等において職員が欠けた場合のフォローについて
6	記者会見における市長の発言誤りについて

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	住居表示実施までの手続きについて
質疑・質問の要旨	
① 住居表示実施までの一般的な手続き、流れはどのようなものか。新たな開発区域で実施する場合、編入する場合、それぞれについてご説明いただきたい。また、新たな開発区域の場合、住居表示の実施主体はどこか。 ② 町の区域の設定（境界、形状、規模など）、名称の決め方、街区割りの方法など、住居表示を実施する際の基準はどのようなものか。 ③ 壱分北開発区域に係る住居表示実施に向けて、現在の進捗状況は。また、今後、どのように進めていくのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	ハラスメント認定・対策委員会の委員選任について
質疑・質問の要旨	
① 生駒市のハラスメントの防止等に関する条例の第 9 条に定める相談員、第 10 条に定める第三者窓口の委託先、第 13 条に定めるハラスメント認定・対策委員会の委員の選任、委嘱の状況について問う。 ② 現行のハラスメント事案検討会議では、委員は非公表となっているが、その理由は。ハラスメント認定・対策委員会においても委員は非公表とするのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
3	勤務延長について
質疑・質問の要旨 地方公務員法第 28 条の 2 第 3 項には、定年による退職の特例（勤務延長）の定めがあり、本市においても「職員の定年等に関する条例」第 4 条にそれに関する規定がある。 ① 現在、本市の職員において、勤務延長が適用されている件数は何件あるか。 ② ①の件は、それぞれ市の「職員の定年等に関する条例」第 4 条の第 1 号から第 3 号までのいずれの事由により認められたのか。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
4	公益通報者保護について
質疑・質問の要旨	
6月6日の一般質問における市の答弁について ① 仮に採用試験に係る漏えいのような守秘義務違反があり、それを知った職員がマスコミなど外部に通報した場合、公益通報者保護法の通報対象事実となる法令の対象外であり、本市の法令遵守推進条例に定める公益目的通報の通報先とも異なるため、法的には通報者保護の対象外ではあるが、通報したことをもって直ちに不利益処分を処することはせず、公益通報者保護法の通報対象事実となる法令以外の違反であっても積極的な通報をすべきという姿勢を表明されたと解釈してよいのか。 ② 職員が真実相当性を証するために資料を持ち出した場合、それを理由に刑事告発など不利益な取り扱いはされるかとの問いに対して、公益通報のために資料を持ち出す行為は違法性が阻却されうると考えるため、資料を持ち出したことで不利益な取り扱いを受けるものではなく、事案ごとに判断するものと考えていると答弁する一方で、通常の方法で資料が持ち出されるのは認められるが、窃盗や盗聴は処罰されるべき旨の答弁があった。「通常の方法」とはどのような方法を指すのか。 ③ 「法令遵守推進条例」については、国のガイドラインの内容を踏まえ、内部通報における匿名通報の取扱いや通報事案の公表についての改正を、「生駒市における外部の労働者からの公益通報に関する取扱要綱」については、通報者に対して、秘密の保持や個人情報の保護について説明する旨の規定の改正を検討しているとのことであったが、 ・条例改正について、通報対象事実として窓口への相談に限定した表記をはずすことについてどのように考えるか。 ・要綱改正について、通報窓口を原課とは別に総合窓口や第三者窓口を設けるべきではないか。 ・条例や要綱の運用に関して、新入庁職員や市と契約関係にある事業者に対して制度の周知を図る方法は考えているか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
5	センター等において職員が欠けた場合のフォローについて
質疑・質問の要旨	
消費生活センター、人権文化センター（小平尾南児童館）、ダイバーシティ推進プラザ、市民活動推進センター ららポート、花のまちづくりセンター ふろーらむなどのいわゆる出先機関（以下、「センター等」という。）の職員体制は、正規職員1.5～3名体制である。 ① 土・日・祝日も開所している施設や、開所時間が職員の通常の勤務時間より長い施設においては交代制でシフトを組んで対応していると思われるが、センター等への正規職員の配置基準はどのようなものか。 ② また、職員が育児休業など長期にわたって欠ける場合でも、それぞれのセンター等の運営において会計年度任用職員ではカバーできない業務はどのようなものか。 ③ ②の場合、正規職員の補充以外に市が考えるサポート体制はあるのか。	

番号	質疑 ・ 質問事項
6	記者会見における市長の発言誤りについて
質疑・質問の要旨	
3月25日の定例記者会見において、小紫市長はハラスメント防止条例の修正可決について原案提出者としての所見を問われた際、次のように答えている。 <u>市の原案では入っていた「議員がハラスメントを起こしたときにどう対応していくのか。」という部分が今回の修正案ではなくなっています。議会の方からその部分については、改めて条例案を出すというご意向も聞いておりますので、速やかに議会の方でもご検討いただいて、議員のハラスメントに対する条例も提出していただくことで、より良い形でハラスメントに対応していきたいと思います。…（中略）…、議員によるハラスメントに対する対応は議会の方である程度考えていただくべきことだと思いますので、一度その部分を今回の修正案で抜いて、議会の方で考えるという意向は理解しています。ただ議員からのハラスメントというのもアンケートの件数としてはかなりありましたので、両方の部分があってこそハラスメント対応の条例だと思いますので、速やかに議会の方でまとめていただきたいと思います。</u> 修正可決した条例では、議員がハラスメント行為者となったときの対応が欠落していると読めるが、事実と異なる。 事実と異なる所見を公式記者会見で述べたことについての認識はあるか。また、なぜこのような誤った所見を述べるに至ったのか。 現時点において、その後の記者会見においても訂正を出していないことを確認しているが、訂正しないのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。